

固定資産の縦覧と 課税明細の確認

問い合わせ 資産税課

☎229-3131(土地) ☎229-3132(家屋)

☎255-8826(久居分室) FAX 229-3331

固定資産税・都市計画税納税通知書の送付

平成28年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月1日(金)に発送します。それぞれの納付期限までに最寄りの金融機関などから納めてください。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	5月2日(月)	第3期	12月26日(月)
第2期	8月1日(月)	第4期	来年2月28日(火)

課税明細の確認を

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの内容を記載した課税明細書を納税通知書に添付していますので、ご確認ください。(所有資産が多い場合は別途送付)

土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。

縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)

ところ 市本庁舎2階資産税課、市久居庁舎3階資産税課久居分室、各総合支所市民福祉課(久居総合支所を除く) ※資産税課・資産税課久居分室では、全市域分の縦覧帳簿を縦覧できますが、市民福祉課では各総合支所管内分に限りです。

手数料 無料

	縦覧できる人	縦覧できる内容
土地価格等縦覧帳簿	市内の土地の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている土地の所在、地番、地目、地積、価格
家屋価格等縦覧帳簿	市内の家屋の固定資産税納税者	市内で課税対象になっている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

※縦覧帳簿のコピーはできません。土地・家屋の所有者名や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

固定資産課税台帳の写しの交付

ところ 市本庁舎2階税務総合窓口、市久居庁舎3階資産税課久居分室、各総合支所市民福祉課(久居総合支所を除く) ※評価額や税額など、課税内容についての説明を希望する人は、資産税課・資産税課久居分室までお越しください。

申請できる人 納税義務者 ※ただし、納税義務者以外でも土地・家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支

払われるものに限る)を有する人や、1月2日以降に固定資産を取得するなど固定資産を処分する権利を有する一定の人は、当該権利を証する書類を提示すれば、当該権利の目的である固定資産についての内容が記載された閲覧用資料の交付を受けることができます。

手数料 200円(縦覧期間中は納税義務者のみ現年度分に限り無料)

郵送による請求 任意の用紙に「固定資産課税台帳(写し)請求」と明記し、以下の必要事項を記入して資産税課(〒514-8611 住所不要)へ

必要事項 申請人の住所・氏名(押印)・電話番号、納税義務者の住所・氏名、申請人との続柄

同封するもの 返信用切手(140円)、運転免許証や個人番号カードなど申請人の確認ができる資料の写し(申請人が納税義務者の相続人である場合は戸籍謄本、委任を受けた場合は委任状が必要) 詳しくは資産税課へお問い合わせください。

固定資産税・都市計画税に不服がある場合

固定資産税・都市計画税の賦課決定に不服がある場合は、4月1日(金)に発送する納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の間、文書をもって津市長に審査請求ができます。詳しくは資産税課へお問い合わせください。

なお、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、4月1日(金)に発送する納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内の間、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。ただし、平成28年度は基準年度(3年に1度評価替えを行う年度)ではないため、土地の地目変換、家屋の新增築などにより価格に修正があったものに限りです。詳しくは、法務室(☎229-3116)へお問い合わせください。

申請や問い合わせには 申請者の本人確認が必要です

納税通知書の記載内容などのお問い合わせや、各種証明を申請するときには、本人確認を行いますので、運転免許証や個人番号カード、納税通知書など、申請者本人であることを確認できるものを窓口へ持参してください。電話でのお問い合わせの場合は、必ず納税通知書と課税明細書を用意してください。